

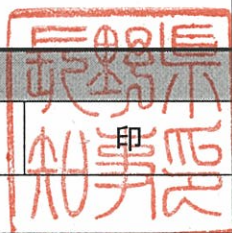
環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
 (事務局:気候変動対策認証センター)

平成 24 年 2 月 13 日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
長野県県有林オフセット・クレジット創出プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	長野県(ナガノケン)		
住所	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2		
代表者氏名	阿部 守一	代表者役職	長野県知事
担当者氏名	松本 英仁	担当者 所属部署・役職	林務部森林づくり推進課 担当係長
担当者 E-mail	matsumoto-hidehito@pref.nagano.lg.jp	担当者電話番号	026-235-7272
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	長野県		
プロジェクト参加者名	—		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	長野県(ナガノケン)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		



プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0185
プロジェクト登録日	平成 24 年 1 月 17 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 目的: 本プロジェクトにより、小海県有林における適正な森林整備を促進し、水源かん養機能や山地災害防止機能等の公益的機能を維持するとともに、CO₂ 吸収量を維持する。整備された森林により達成された CO₂ 吸収量については J-VER 制度によりクレジット化して販売し、収益を森林整備に要する経費の一部とすることで、持続可能な森林経営を維持する。また、本プロジェクトを森林整備の新たな一手法を示すモデル的取組みとして森林所有者へ紹介し、J-VER 制度への取組みを促すことで、本県の更なる森林整備の推進及び森林の公益的機能の増進を図る。 内容: 本プロジェクトにおいては、森林施業計画に基づき計画的かつ適期の間伐施業を実施し、CO₂ 吸収量を増大させる。</p> <p>【適格性基準との整合性】 プロジェクト実施箇所は、森林法第5条による千曲川上流地域森林計画の対象森林である。 プロジェクト実施箇所における施業は、小海町によって認定された計画期間が 2006 年 5 月 1 日～2011 年 4 月 30 日及び 2011 年 5 月 1 日～2016 年 4 月 30 日の森林施業計画に基づく計画区域内における 2007 年 4 月 1 日以降の間伐であり、2013 年 3 月 31 日までの計画策定がなされている。また、プロジェクト実施箇所については、主伐及び転用は計画されていない。 森林施業計画認定番号: 17-1 認定者: 小海町長職務代理人、計画期間: 2006 年 5 月 1 日～2011 年 4 月 30 日 森林施業計画認定番号: 23-1 認定者: 小海町長、計画期間: 2011 年 5 月 1 日～2016 年 4 月 30 日</p> <p>【法令遵守状況】 森林・林業基本法第9条: 5 年ごとに県営林管理経営計画を策定し、小海県有林を含むすべての県営林について、整備及び保全を図っている。 森林法第5条: 長野県知事により、小海県有林を含む千曲川上流森林計画区について、地域森林計画が樹立されている。 森林法第 11 条: 森林所有者である長野県知事は、小海県有林を対象とした森林施業計画を作成し、所在地の小海町長から認定されている。 森林法第 15 条: 森林所有者である長野県知事は、森林施業計画に基づき間伐を実施した場合、小海町長に伐採届出書を提出している。</p> <p>【採用技術】 モニタリングポイントの面積については、トウルーパールス 360 及びモバイルマップパー CX により測定する。モニタリングプロットの樹高及び胸高直径については、バーテックスⅢ及び輪尺により測定する。</p> <p>【モニタリング方法】 最新のモニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)に定められた方法により、モニタリングを実施する。 活 動 量: 実 測 地 位: 実 測</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>拡大係数等:「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に示された係数 収穫予想表:長野県民有林カラマツ人工林収穫予想表 長野県民有林アカマツ人工林収穫予想表</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 方法論No.R001 Ver.4.1「森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」に定められた算定式を適用している。</p> <p>【モニタリング体制】 吸収量算定責任者:長野県林務部森林づくり推進課長 吸収量算定確認者:長野県林務部森林づくり推進課県営林係長 吸収量算定担当者:長野県林務部森林づくり推進課県営林係 J-VER 担当 モニタリング実施者:長野県林務部森林づくり推進課県営林係造林担当 長野県佐久地方事務所林務課林産係県営林担当 内部監査者:長野県林務部森林づくり推進課企画幹</p> <p>【QA / QC 体制】 教育訓練:吸収量算定担当者及び吸収量算定確認者は、モニタリング調査実施前にモニタリング方法及び測定機器の操作方法について確認し、熟知する。また、モニタリング体制及びモニタリング方法等について、森林づくり推進課内において説明会を実施する。 情報の保管:吸収量算定担当者は、現地調査野帳及びその他の記録類を、電子媒体及び紙媒体として所定の場所に平成 35 年 3 月 31 日まで管理・保管する。 データの確認:吸収量算定担当者及び吸収量算定確認者は、年 1 回程度現地調査野帳と算定ファイルを突合し、恣意的なデータや異常値がないか確認する。データのチェックは、吸収量算定担当者が算定ファイルへの入力時に自己チェックを行うほか、モニタリング実施者及び吸収量算定確認者によるチェックを実施する。 内部監査:モニタリング体制、ガイドライン等に対し、実施状況及び効率性について定期的に監査を実施する。問題点や課題がある場合は、適切な是正措置や予防措置を取る。 測定機器の維持・管理:測定機器は、森林づくり推進課内の所定の場所で適切に保管し、モニタリング実施前に機器取扱マニュアルに沿って点検及びキャリブレーションを実施する。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>				
<p>モニタリング結果概要²</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>				
<p>適用モニタリング方法 ガイドライン</p>	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver. 3.0</p>				
<p>適用方法論</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 1809 627 1872"> <p>方法論番号</p> </td> <td data-bbox="627 1809 1444 1872"> <p>R001 ver. 4.1</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1872 627 1930"> <p>方法論名称</p> </td> <td data-bbox="627 1872 1444 1930"> <p>森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)</p> </td> </tr> </table>	<p>方法論番号</p>	<p>R001 ver. 4.1</p>	<p>方法論名称</p>	<p>森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)</p>
<p>方法論番号</p>	<p>R001 ver. 4.1</p>				
<p>方法論名称</p>	<p>森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)</p>				

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

モニタリング結果							
モニタリング期間		平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日					
＜方法論R001・R002・R003のみ＞ モニタリング対象面積		51.14 ha					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂	143	195	263	—	—	601
認証依頼削減・吸収量		601t-CO ₂ ³					

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>長 野 県</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: <http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/shinrin/kashokai.htm>

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上